

# 阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務に関するプロポーザル実施要領

## 1 目的

当町では、平成18年度に「公共交通体系検討会議」を開催し、公共交通体系の現状把握と再構築に係る協議を行い、財源措置や既存車両の有効活用という観点から現行の運行体制が構築されたが、以降10年間、面的かつ複数の交通機関を網羅した調査を行っていなかったことから、地域公共交通調査事業を活用し、地域の概況や公共交通機関の状況等についての現状を整理する。また、町内全域及び関係路線が運行する周辺市町村を対象とした持続可能な公共交通網を整備するために必要な、公共交通に対するニーズを把握・整理し、地域の実情に講じた公共交通体系の構築や交通サービスの利便性向上を図るため、地域住民のニーズ調査及び既存バスの利用者特性調査が必要である。

このプロポーザルは、本業務を実施するに当たり、その業務を支援する委託事業者を選定するために行うことを目的とする。

## 2 委託業務の名称

阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務委託

## 3 委託契約期間

本契約締結日から平成30年3月31日まで

## 4 委託費

4,795,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

※この額は予算額であり、予定価格ではない。

## 5 業務対象区域

阿賀町全域及び関係路線が運行する周辺市町村

## 6 業務概要

### (1) 阿賀町生活交通確保計画の評価

阿賀町生活交通確保計画について、設定した施策の進捗状況の評価し、施策の実施効果を整理する。町の現状の公共交通に対する課題抽出や検証を行うために、町の概況や土地利用状況、交通実態、公共交通の利用環境等を整理する。

### (2) 住民ニーズ調査

学生や高齢者等が利用しやすい公共交通網を構築するため、住民ニーズ調査を実施する。調査はアンケート形式とし、全世帯を対象とする。配布及び回収は自治会組織

による手渡しを想定する。設問内容については阿賀町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）事務局と協議のうえ設定し、協議会の意見聴取を踏まえて作成する。

### (3) 既存バスの利用者特性調査

新潟交通観光バス株が阿賀町内で運行する路線バスや阿賀町が運行する無償福祉バスについて、利用目的や利用頻度、公共交通に対する要望や、課題などをアンケート調査から把握し、計画へ反映させる。設問内容については協議会事務局と協議のうえ設定し、協議会の意見聴取を踏まえて作成する。

### (4) 地域公共交通網形成計画の計画案作成

ニーズ調査及び既存のバス利用者特性調査結果から得られる課題を基に、地域公共交通の考え方（路線やダイヤのあり方）を整理する。さらに、地域公共交通網形成計画の評価指標と目標値を検討するとともに、具体の施策を検討することで、網形成計画案を作成する。

### (5) 阿賀町地域公共交通活性化協議会の運営支援

計画策定に向けた調査内容や調査結果を受け、地域公共交通網形成計画策定に向けた議論を行うための協議会を開催する。

また、協議会（4回を想定）の会議資料作成、議事録作成などの運営支援を行う。

### (6) 協議打ち合わせ

業務を円滑に進めるために、協議会事務局と十分に協議を行い、委託成果に反映する。

### ※ 著作権の帰属

本業務の受託者は、本業務により作成した成果の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）を阿賀町に無償譲渡するものとする。

## 7 事業者選考

簡易評価型プロポーザル方式により選考する。

## 8 プロポーザルの審査

阿賀町地域公共交通活性化協議会委員で組織する選考委員会において、別に定める「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」に基づき、このプロポーザル参加者のうち次の全ての要件に該当するものの中から、提案書やプレゼンテーションの内容、見積金額等により総合的に選考し、最優秀者を決定します。

- (1) 提案書が期限内に提出され、提案書の記述が要求要件を満たしていること。
- (2) プレゼンテーションに参加していること。
- (3) 見積金額が予算額内であること。

## 9 実施スケジュール

手続き開始の公告	平成29年4月21日（金）
参加申込書提出期限	平成29年4月28日（金）
質問受付期限	平成29年5月 2日（火）
参加の可否決定・通知	平成29年5月 1日（月）
質問回答期限	平成29年5月 9日（火）
提案書提出期限	平成29年5月19日（金）
プレゼンテーション実施	平成29年5月25日（木）、26日（金）
選考結果通知	平成29年5月下旬

※上記日程は予定であり、変更する場合がある。

## 10 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当するものであることを要する。

- (1) 国土交通省北陸信越運輸局管内で、国又は地方公共団体の発注による本業務の内容と同種の業務を5年以内において、元請として受注した実績を有する者であること。  
※同種の業務とは、地域公共交通網形成計画、地域公共交通再編実施計画、地域公共交通総合連携計画、公共交通基本計画とする。
- (2) 阿賀町建設コンサルタント等業務委託入札参加資格者名簿に掲載されていること。  
(業種名：都市計画及び地方計画)
- (3) 新潟県内に本社若しくは支店機能を有する事業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定にいずれも該当しない者であること。
- (5) 阿賀町からの指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 役員に次のア又はイのいずれかに該当するものがないこと。  
ア 破産者で復権を得ない者  
イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (7) この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (8) この公告の日以降に、会社再生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

## 11 書類の提出方法、提出及び提出期限

当該プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類を提出するものとする。

- (1) プロポーザル参加表明書  
ア 提出書類

様式第1号 プロポーザル参加表明書

イ 提出方法

持参のみとする。

ウ 提出先

阿賀町地域公共交通活性化協議会事務局（阿賀町総務課企画財政係）

住所 〒959-4495

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

電話 0254-92-3113

(2) 提案書

ア 提出書類

- ・任意様式 提案書（10部）内1部は社印・代表社印付とする。
- ・任意様式 見積書（1部）社印・代表者印付とする。

イ 体裁

- ・提案書 片面印刷とし、「12 提案書の作成」の（2）ア～オの順に左2箇所をホチキス止めする。

なお、提案書には、提案者を特定することができる表記（具体的な社名等）を記載しないこと。

- ・見積書 事業者の所在地、名称、代表者職氏名を記載し、代表者印を押印したものとし、他の提出書類とホチキス止めをしない。

ウ 提出方法

持参のみとする。

エ 提出先

阿賀町地域公共交通活性化協議会事務局（阿賀町総務課企画財政係）

住所 〒959-4495

新潟県東蒲原郡阿賀町津川580番地

電話 0254-92-3113

## 12 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

本実施要項等を熟読した上、その内容を踏まえた提案書を作成すること。

このプロポーザルは「阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務」における具体的な取組方法等について提案を求めるものであり、本業務の具体的な内容や成果品の一部（図面等）の作成、提出を求めるものではない。

なお、具体的な業務は、契約後、提案書に記載された内容を踏まえた上で、阿賀町と協議しながら行うこととする。

(2) 提案書の項目

審査の対象となる次の項目について、資料を作成すること。

ア 同種の業務の実績

本業務実施にあたり、有用となると判断される業務の受託実績について、会社及び担当予定者に分けて記載する。当該実績がない場合は「無し」と記入する。

イ 本業務の取組体制

本業務の実施体制（配置予定の管理技術者、照査技術者及び担当技術者とその経

歴を含む)のほか、阿賀町からの指示・質問や来庁依頼等への応答体制等について記載する。

ウ 取組方針、内容等

「6 業務概要」を踏まえ、現時点の考えや取組方針等について、先進事例や関係法令を踏まえ、阿賀町の地域性、中・長期的な視点、貴社独自の取り組みを含めて提案する。

エ 業務スケジュール

本業務のスケジュールを記載すること。

オ 見積り

本業務の履行に係る経費の見積額を記載すること。

(3) 提案書の様式

ア 様式は、日本工業規格(JIS) A4を縦に使用し、文字を横書きのものであれば、様式は任意とする。

イ 文字の大きさは11ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問わない。

ウ 10ページを上限とする。(資料等を含む)

エ 提案書には、提案者を特定することができる表記(具体的な社名等)を記載してはならない。

### 13 質問書の受付及び回答について

参加資格を得たものは、次のとおり質問することができる。

(1) 提出書類 質問書(様式第2号)

なお、質問対象の引用文(文書名及び頁番号)及び質問内容を具体的に記載すること。

(2) 提出期限 平成29年5月2日(火)午後3時【必着】

(3) 提出方法 電子メールのみ。

件名「阿賀町地域公共交通網形成計画策定業務委託質問書(企業名)」とし、質問書を添付ファイルとして送信する。(必ず着信を確認すること。)

(4) 提出先 E-mail:kikakuzaisei@town.aga.lg.jp

質問に対しては、平成29年5月9日(火)までに、参加資格を得た者すべてに電子メールにて回答する。なお、質問事項が重複しているものは、本町が整理して回答する。また、回答にあたって、質問者名は公表せず、意見表明等、本件の趣旨からかけ離れているものへの回答は行わない。

### 14 プレゼンテーション

(1) 開催日時

平成29年5月25日(木)～26日(金) 予定 ※詳細は別途通知する。

(2) 会場

阿賀町役場 本庁内 会議室を予定。

### (3) プレゼンテーションの内容

提出する提案書の内容を具体的に説明する事を主とし、必要に応じて補足するものとする。なお、プレゼンテーションは1社あたり35分（準備5分、説明20分、質疑応答10分）程度とする。

### (4) 注意事項

- ・プレゼンテーションの参加者は3名までとし、説明者は先行された場合に本業務を担当する管理技術者又は担当技術者とする。
- ・プレゼンテーションは、提案書のみを用いて行うこととする。
- ・審査当日は、プロジェクター及びスクリーンは阿賀町が準備する。パソコン、その他説明に機器等が必要な場合は、参加者が用意すること。
- ・機器の設置はプレゼンテーション開始時間までに行うこととし、開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。
- ・提出した提案書の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。
- ・指定した時間に遅れた場合は、失格となる場合がある。
- ・参加を辞退される場合は辞退届を提出すること。

## 15 最優秀事業者の決定

### (1) 選定方法

提案書・プレゼンテーション・見積額の内容を選定委員会が審査し、採点表に基づいて評価・採点し、最優秀業者を決定する。

### (2) 審査結果の通知

全ての業者に対し、書面で審査結果を通知する。

## 16 契約に関する事項

### (1) 契約方法

①選定された最優秀者と本件業務における契約締結交渉を行う。

②契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀者の提案において虚偽の記載、不正及び違反が認められる場合は、本選考結果は無効とし、次点の者と契約締結交渉を行うものとする。

### (2) 契約書

阿賀町財務規則による。

## 17 失格事項

次の事項に該当する行為があった場合は、失格とする。

(1) 本実施要項に違反した場合

(2) 本説明書に定める手続き以外の手法で、選考委員又は事務局等関係者にプロポーザルに関する援助を求めた場合。

(3) 「10 参加資格要件」を満たしていないことが明らかになった場合

(4) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(5) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認定した場合

(6) その他、選考委員会が本説明書に違反すると認める場合

## 18 その他留意事項

- (1) 本提案に要する一切の費用については、参加者の負担とする。
- (2) 参加者は業務の遂行上知り得た内容は他人に漏らさないこと。
- (3) 担当者の連絡先を必ず明記すること。
- (4) 提出書類は、返却しない。
- (5) 先行した事業者の提案書に記載した内容の著作権は、阿賀町に無償・無条件で帰属するものとする。
- (6) 提出されたプロポーザル提案書は、参加者に無断で本件以外に使用しない。
- (7) 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正には応じない。
- (8) 提出されたプロポーザル提案書は、審査に必要な範囲において複製することがある。
- (9) 選考の段階で提案の虚偽、不正及び違反が認められた提案者は、直ちに失格とする。
- (10) プロポーザル提案書の審査経過については、一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。